

### 第三者評価結果

事業所名：みらいく日吉本町園

#### A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント>	
児童憲章、保育所保育指針を踏まえながら、運営法人の理念・方針、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に運営法人がその土台になる全体的な計画を作成しています。園ではそれを基に園目標や園の現状に沿った全体的な計画になるようにしています。しかし、計画の作成は園長と主任が中心に関わっている点や、地域の実態（地域等への支援、地域行事等への参加）への考慮が足りない部分があることなど、課題点と捉えています。改善に向けた今後の取り組みが期待されます。	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント>	
エアコン、空気清浄機、扇風機、（冬場は加湿器）、埃が立ちにくい床暖房など設置し、保育室の温湿度に気を付け、午睡チェック表に記録しています。窓が大きく、保育室によって採光が眩しすぎる時はロールカーテンで調整をしています。職員の声（大きさ、トーンなど）も大切な環境と考え、意識をしています。運営法人が環境を大事に考えているので、日々の清掃のほか、換気や消毒に気を配っています。子どもは裸足で過ごしているため、トイレの出入り口に敷いたタオルには消毒液を含ませています。寝具の衛生については0歳児はレンタルの布団で毎月交換をしています。1、2歳児は簡易ベッドを使っています。敷物、棚、机などを利用して食事、遊び、睡眠の、分かりやすいスペース分けをしています。トイレ設備の臭い対策のため、24時間換気をしています。子どもがさらに落ち着いたり、くつろげる場所になるよう子どもの視点に立った空間作りを検討しています。今後の取り組みが期待されます。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<コメント>	
入園時に保護者に提出をお願いした児童票や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重しています。園は2歳児クラスまでの低年齢の子どもを受け入れているので、職員は子どもの気持ちや欲求を受け止めること大切にしています。子どもの気持ちに寄り添い、共感したり思いを代弁したりしています。散歩に行きたい、行きたくない、園庭で遊びたいといった子どもの気持ちを尊重し、活動を分けることもあります。子どものわがままや甘えとも思える言動にも保護者と家庭での様子を共有しながら穏やかに寄り添うようにしています。職員は、その対応は理由が適切か、せかせ言葉や静止言葉も不必要に強い強引なことはしていないか、言葉を置き換えて伝えているかといったなど意識はしていますが、さらなる配慮が必要と考えています。取り組みの継続が望まれます。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
<コメント>	
子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、食事面では離乳食や食具の使い方（手づかみ食べからスプーン・フォーク、箸へと段階を追って）は個々の発達状況に合わせて進めています。排泄面では活動の区切りにトイレへの声かけや促しを行ったり、一人ひとりの排便の感覚やリズムに合わせて個別に対応しています。着脱などと同じに子どもの挑戦しようとする気持ちを認め、出来たときは褒めて自信につなげています。しかし、子どものその日の体調や気持ちにも波があるので、寄り添いながら手をかけてあげたり、手伝いすぎないようにしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては職員が率先して手本を示したり、「片づけたら気持ちいいね」など言葉を添えています。活動は静と動のバランスを考慮し、乳児の午前寝のほか、様子を見ながら適宜くつろぐ時間や休憩時間を作っています。	
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<コメント>	
園庭のほか、園周辺には公園がいくつもあり、子どもの年齢、その日の活動、目的に応じて散歩コースを選ぶことができるので積極的に出かけています。公園の特徴により広場を駆け回ったり、遊具で遊んだり、植栽（樹木・草花など）から季節を感じ取ったりすることができます。1、2歳児クラスはオープンフロアを仕切って活動しているので、日々お互いの様子を感じています。活動の前にはルールの説明や何をしたらケガにつながるかの危険性についてなど、子どもたちに分かる言葉で話しています。1、2歳児クラスは外部講師による定期的なりトミックを楽しむ時間があります。しかし、開園から4年の新しい園であることやコロナ禍が続いているため地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会が少ないことが課題です。また、保育室で子どもが自主的、自発的に活動ができる環境作りについても課題と考えています。今後の取り組みが期待されます。	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>0歳児は、個別の連絡用のアプリケーションや口頭でのやりとりなど保護者との情報共有を密に、24時間の生活リズムを視野に入れた保育をしています。喃語には喃語で返したり、言葉に置き換えて代弁をしたり、職員はゆったりとした言葉かけやスキンシップをとりながら、子どもの表情や様子を感じ取り、情緒的な絆を築いています。職員との安定した関係性の中、生活や遊びが充実するようにしています。ハイハイやつかまり立ちができる環境にも配慮をしています。また、離乳食は子ども一人一人に対応し、次の段階に進むときには保護者と離乳食面談をしています。給食時間は自分で食べようと意欲を見せている様子や職員に食べさせてもらっている子どもの様子や職員が穏やかに優しい声かけしながら子どもと関わっている様子の観察ができました。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、励ましています。なかなかうまくいかず本人がやる気を失いがちな時も見守り、できたときは十分に褒めています。しかし、甘えの気持ちも受け止めて援助しています。おもちゃの取り合いや、たたく、噛むなど自我が芽生える育ちの過程での行動に注意しています。友達に言葉で自分の気持ちを上手く伝えられない時は、職員が仲立ちをしています。本人の気持ちや行動を探りながら職員間で情報共有しています。保護者とは個別の連絡用のアプリケーションや口頭でのやりとりなどで連絡を取り合い、得られた情報を保育に生かしています。保育室に探索活動が十分行えたり、同じおもちゃの数を増やしたり、子どもが興味と関心を持つことができる生活と遊びへの環境配慮についてさらに検討が必要と考えています。取り組みの継続が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>非該当</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>2歳児クラスまでの低年齢の子どもを受け入れていることもあり、障がいの認定を受けた子どもの在籍はありません(配慮が必要な子どもの在籍はあり)。しかし、園内はバリアフリー構造になっており、多目的トイレを設置しているので、身体的な障がいのある子どもの対応も可能です。今後、障がいのある子どもの受け入れがある場合は、子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮することが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>園の開園時間は7時～19時です。1日の生活を見通して、集中して遊ぶ時間と友達や職員と関わりながら遊ぶバランスに配慮をしています。朝の開園から8時までには子どもの人数が少ないので、0歳児クラスで過ごしています。夕方は0歳児が少なくなるので17時40分頃から1、2歳児クラスで過ごします。また、全園児(離乳食完了後)朝おやつ(牛乳)があり、どのクラスも水分補給がいつでもできるよう麦茶を用意をしています。子どもの月齢によっては午睡のほか、午前寝や夕寝にも配慮をしています。子どもの状態について職員間の引を引き継ぎをし、保護者への伝達をしています。その他、保育室は家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整え、子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるようにしていますが、さらなる環境配慮が必要であると考えています。取り組みの継続が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>非該当</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<コメント>	
<p>子どもの健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。それに基づき登園時に保護者から子どもの様子（食事・睡眠・遊び・機嫌など）確認をしています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。その後、活動への参加具合、食事の様子など普段と違いがないかを確認していきます。保育の中で子どもの様子に変化がある場合は、お迎え時に伝え帰宅後の家庭での様子や過ごし方などを含め、翌日に必ず確認をしています。子どものり患や予防接種追加状況はその都度保護者から情報をもらい、健康状況記録に職員が追記をしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の知識について、職員に周知をしているほか、保護者には入園前の個別面談時に保護者に説明しています。子どもの午睡中は全園児呼吸（0歳児は5分、1、2歳児は10分）・寝ている姿勢などチェックをしています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
<コメント>	
<p>園で行っている定期的な内科健診・歯科健診結果は関係職員に周知をしています。子どもたちには紙芝居や絵本を使って健康の大切さについて分かりやすく伝えています。園での歯磨きを行わず、できる子どもはうがいをしています。健診結果や身長体重測定結果を保護者にはその日のうちに専用の用紙と保育連絡用アプリケーションでの配信で報告し、必要に応じて受診を勧めています。健診結果等を踏まえ、年間指導計画や保健計画に反映するようにし、計画として立てていますが、保健計画が活用できていない部分があります。活用が期待されます。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>食物アレルギーに配慮し、園給食の食材は卵フリーにしているほか、その他のアレルゲンには除去で対応することとしています。現在食物アレルギーのある子どもの受け入れはありません。今後受け入れがある際は運営法人作成の食物アレルギー対応マニュアルに沿った適切な対応が期待されます。職員に対するアレルギー疾患や慢性疾患等に対する適切な対応をするための技術・知識や理解を深めるため、学ぶ機会を持つことも期待されます。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<コメント>	
<p>年間の食育計画があり、取り組みを行っています。1日の流れの中で食事に入るまでの生活リズムを大切にしています。子どもたちはトイレやオムツを替えてもらったり、エプロンをつけてもらったりしながら食事が始まるのを楽しみに待つことができます。職員は一人ひとりの食べる量を把握し、少食や好き嫌いのある子に対しては、給食室で盛り付けられた食事から食べる前に量を減らしたり、苦手な食材をよけたりしています。発達に合わせたテーブルや椅子、食具を使用しています。食器は陶器で、コップはアルミと陶器で使い分けています。運営法人が食育を大切に考えており、楽しみながら食への興味関心を育むため、栽培（オクラ、ナス、ダイコン、カブなど）、クッキング（月見団子作り、など）コロナ禍の中でもできることをしています。保護者には献立表や給食便りを配付したり、保育連絡用アプリケーションでの配信など、食生活について連携をしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<コメント>	
<p>離乳食やミルクは月齢にこだわらず子ども一人ひとりの発育状況や嚥下状態など保護者と相談しながら対応しています。献立作成・調理は業務委託で、委託先の栄養士が旬の食材、季節ごとの年中行事、和・洋・中のバランスなども考慮しながら献立を作成しています。子どもの日、ハロウィン、クリスマスなどの年中行事の献立は行事に合った盛り付けや飾りつけをし、視覚からも楽しめるようにしています。子どもの喫食状況は給食日誌に記入しているほか、栄養士、調理職員は各クラスをまわり様子を見ています。献立は2週間ごとのサイクルメニューなので、盛り付け方、形状、味付けなど次回に生かすことができます。マニュアルに基づき衛生管理や事故防止に努めています。栄養士や調理職員の体調管理にも十分に留意をしています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント>	
全園児の保護者と個別の連絡用アプリケーションを活用し、丁寧なやりとりをしています。現在は玄関外での送り迎えとしていますが、担任と保護者との会話の時間は努めてとるようにしており、子どもの様子を一言でも伝え、保護者に安心してもらえるようにしています。また、掲示物、展示物、園・クラスだより、保健だより、給食だよりでも分かりやすく知らせています。子どもの作品展示は保護者は室内に入ることができないので園庭から観られるように外に向けて飾っています。しかし、長引くコロナ禍で、運営委員会（年2回）、懇談会（年2回）、個別面談（年1回希望者）、保育参加、夏まつり、運動会といった子どもの成長を共有できる機会は計画通りに実施できていない取り組みもあります。コロナ収束後の保護者との緊密な連携の取り組みの再開が期待されます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント>	
保護者からの相談については保護者のタイミングで対応できるようにしています。相談を受ける場所は保護者のプライバシーや落ち着いて話ができるようその時に空いている保育室で対応することとしています。適切な対応ができるよう園長、主任が同席し対応することもあります。相談の内容によっては保育士や栄養士の専門性を生かしたアドバイスや支援を行う体制があります。保護者からのちょっとした相談事は現在昼礼ノートに残しています。今後は、継続的なフォローができるよう育児相談記録に残していく予定です。その他、急な残業、アレルギーのある子ども、外国籍の保護者などへの対応、保護者が登園に使ったバギーを置いておける場所の提供など、園の特性を生かした保護者への支援を行っています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	
家庭での子どもの権利侵害の兆候を見逃さないように健康観察などで状態の確認を行い、早期発見できるようにしています。要支援家庭についても児童相談所や区役所と連携を図る体制があります。職員は保護者が心を閉ざさないように、普段から声をかけ、何らかの困難があれば話やすい雰囲気づくりや信頼関係を築けるようにしています。権利侵害の早期発見のためや発見した場合の対応等についてのマニュアルがあり、新入職員に対しては事前研修で学ぶ機会がありますが、園では今年度研修は行っていません。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた取り組みもあり、役立てていこうとしています。今後、権利侵害の疑いのある子どもがある場合には、適切な対応をすることが望まれます。	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント>	
指導計画は子どもの最善の利益を一番に考え、子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察立っています。指導計画の評価・振り返りに当たっては毎日、月ごと、期ごとと、子どもの次につながり、それを踏まえた職員の援助・かわりが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。職員一人ひとりの振り返りシートは半年ごとに評価反省をすることとしています。これら職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園としての課題とし、改善や専門性の質の向上に取り組んでいます。職員の自己評価、保護者アンケートの結果を反映し、次年度の取り組みや保育所の自己評価をしています。保育所の自己評価は玄関の閲覧ファイルに入れ、公表しています。	